

平成 26 年 7 月 4 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

デジタルハリウッド株式会社

代表取締役 烏越憲一



回 答 書

貴協会から当社に対する平成 26 年 6 月 19 日付「ご連絡」につきまして、次のとおりご回答申し上げます。

1、「選抜試験」及び「本科」「専科」の違いについて

選抜試験については「本科」の受講希望者全員を対象としておりますが、「専科」においても契約時点で特定のスキルがある方は、受講料が減免されるプランで受講いただけるようになっており、その選考を行うために実施をしております。新たな制度ではございませんが、今回の改定を機に新たに追記させていただきました。しかしながら「選抜」という言葉が適当ではないと判断いたしましたので、別紙のとおり「選考試験」と名称を訂正し、約款に記載することといたしました。

次に「本科」と「専科」の違いですが、当社スクールで運営している開講コースは「本科」においては『CG/VFX 専攻』『デジタルデザイン専攻』、「専科」においては『3DCG デザイナー専攻』『グラフィックデザイナー専攻』『Web デザイナー専攻』となります。

まず「本科」というのは、当社スクールで開講するコースの中では最長の期間・時間を要するもので、専攻分野の総合的な学習を 1 年間、週 2~3 回程度の通学で受講いただくものです。入学は年 2 回で 4 月と 9 月になります。(場合によっては 9 月の開講を行わないこともあります)

次いで「専科」というのは、コース名の専門的職種に就業するための学習コースとなり「年 2 回の開講コース」と「随時入学のコース」の 2 種があります。年 2 回開講のコースは『3DCG デザイナー専攻』『グラフィックデザイナー専攻』で、どちらも受講期間 1 年間／週 1 回の通学／4 月と 9 月の入学となります。また、随時入学のコースは『Web デザイナー専攻』で、受講期間 6 カ月、毎日でも通学可能な受講スタイルで、毎月の随時入学を可能にしております。各コース、校舎により人数は異なりますが定員制のものとなります。

選抜試験の有無や内容、受講契約の内容、提供する授業の内容やカリキュラムについては同封いたします「HONKA COURSE GUIDE」並びに「digital hollywood Studio」にてご確認ください。

「HONKA COURSE GUIDE」には「本科」の 2 専攻及び、「専科」の年 2 回の開講コースである『3DCG デザイナー専攻』『グラフィックデザイナー専攻』の 2 専攻を記載しており、「digital hollywood Studio」には『Web デザイナー専攻』を記載しております。

2、事務手続き及びサービスの提供の流れについて

受講検討者 1 名が、当社スクールを紙や Web メディア等の広告で認知後、初来校、再来校、受講料受領後、受講開始までに発生する事務手続き及びサービス提供の流れについては、以下のとおりとなります。

◆事前説明

■初来校、再来校（全コース共通）

- ・入学カウンセリング 1~3 回、所用時間 2~4 時間、来校時点では「業界に興味を持っている」という状態の為、業界動向説明、コース詳細説明、就業の説明など、検討分野、年齢、性別、経験の有無により説明が多岐に渡るので、適切な受講コース選択の為に多くの時間を要します。
- ・体験授業 1 回、所用時間 2 時間、受講の方向性が決まった時点で、受講検討コースの分野のソフトウェア体験授業を実施しています。

◆受講契約の締結

■ 受講料受領後

「随時入学以外のコース」

- ・教材の発注 1 回 所用時間 10 分、授業使用テキスト及びペンタブレット機材の発注
- ・入学案内 1 回 所用時間 5 分、外部施設で行う入学式及びオリエンテーションの日程のご案内をメール及び書面で郵送
- 「随時入学制度のコース」
 - ・LMS 登録 1 回 登録時間 5 分、オリジナル動画教材学習システムのアカウント登録
 - ・学生カルテ発行 1 部 作成時間 5 分、オリジナル動画教材の学習進捗チェック用のカルテ発行
 - ・入学案内 1 回 所用時間 2 分、オリエンテーションの日程をメールにてご案内

◆受講・学習開始

■受講開始（全コース共通）

- ・オリエンテーション 1 回 所用時間 1~2 時間、受講上の注意事項の説明、コースの修了規定の説明 担任の紹介、卒業生作品紹介
- ・受講ガイド配布 1 冊（16~20 頁） 作成時間 5 分、オリエンテーションで使用する冊子の配布
- ・受講生証制作 1 部 作成時間 10 分、写真撮影から加工を施し受講生証の作成、カードホルダーに入れネックストラップを付属

3、「学習指導の開始日」等の違いについて

まず現行約款第 8 条の「学習指導期間」「契約期間」の違いは、学習指導期間は「学習指導の開始日」（現行約款第 5 条）から「学習指導カリキュラムの修了の日」までとしており、契約期間に関しては学内施設の利用できる期間としております。例えば 4 月入学

の受講者の学習指導の開始日を4月9日、学習指導カリキュラムの修了の日が翌年3月15日である場合でも、学内施設を利用できる契約期間は4月1日から翌年3月31日としており期間が異なります。また、変更案第10条の「受講開始」については「学習指導の開始」と同じことを指しますので「学習指導の開始」の表記に訂正いたします。「受講期間」についても同様に「学習指導の開始日から学習指導カリキュラム修了の日の間に」の表記にあわせて別紙のとおり訂正させていただきます。

申込書における開講日は「学習指導の開始日」を指しますが、申込時点での予定日であって、万一、担当講師の急病や予測できない事態で開講日がずれた場合、また、「随時入学制度のコース」では受講者の都合で開講日が変更になることもあります、受講者にとって不利益とならないよう、約款では「学習指導の開始日」、申込書で「開講日」としています。

以上